

同時発表

・北陸信越運輸局（長野県総務部広報県民課）

平成24年6月7日
自動車局旅客課長電バス株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃の変更認可について

平成24年3月30日付けで長野県の長電バス株式会社から一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請があり、本日、運輸審議会より「国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定」されました。これを受けて、本日、認可する予定です。

一般乗合バスの上限運賃の変更認可の概要

申請事業者名 (都道府県)	運審 区分	変 更 内 容				
		現 行	申 請	平 均 値上率	変 更	実施予定 年 月 日
長電バス株 (長野県)	説明 聴取	対キロ区間制 基準賃率 44円80銭 初乗運賃 160円	対キロ区間制 基準賃率 50円20銭 初乗運賃 170円	11.9%	申請 どおり	平成24年 7月頃

問い合わせ先：国土交通省自動車局旅客課

課長補佐 高橋（内線41-232）

係 長 山浦（内線41-234）

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8571

FAX 03-5253-1636